

桑折町無煙炭化器等の貸し出しに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保肥力が高まる土壌改良材として効果が期待される「バイオ炭」を果樹剪定枝や伐採竹などから生成することができる無煙炭化器(専用の火消し蓋を含む。)を実際に使用できる機会を設け、無煙炭化器の普及を図り、もって果樹栽培における化学肥料低減化を図るとともに、ゴミ排出量削減、炭化による二酸化炭素の固定などの環境負荷低減につなげることを目的に、果樹生産者等に対し町が所有する無煙炭化器を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 無煙炭化器の貸出しの対象となるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 町内に住所又は農地を有する果樹等生産者
- (2) 町内に本店を有する農業法人
- (3) 町内に本店又は支店を有する農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に基づき設立された農業協同組合
- (4) 前各号に掲げる者のうち3者以上により構成される団体であって、地域の果樹産業の維持及び発展に向けた活動を行う農業者団体
- (5) 町内会や町民等により構成された環境保全活動等に取り組む非営利団体
- (6) その他町長が認める者

(貸出の申込み)

第3条 無煙炭化器を借り受けようとするもの(以下「申込者」という。)は、無煙炭化器貸出申込書(第1号様式)により町長に申し込まなければならない。

(貸出決定及び目的外使用の制限)

第4条 町長は、前条の申込みがあったときは、速やかにその内容を審査し、貸し出しが適当と認めたときは、その旨を無煙炭化器貸出決定通知書(第2号様式)により、当該申込みをした申込者に通知するものとする。

2 前項の審査に際し、次に掲げる目的に使用される場合は、貸出決定を行わないものとする。

- (1) 廃棄物の処分を目的とした使用
- (2) バイオ炭の販売を目的とした使用
- (3) その他第1条に掲げる目的に反した使用

(貸出期間等)

第5条 無煙炭化器の貸出期間は、7日を超えてはならない。ただし、第2条第3号又は第4号に規定する団体が、当該団体等の構成員に貸与し、バイオ炭生成の拡大を図る場合は、この限りではない。

2 無煙炭化器の貸出し及び返却の場所は、町が指定する場所とし、貸出時間及び返却時間は、原則として、桑折町の休日を定める条例(平成元年桑折町条例第22号)に規定する町の休日を除く日の午前8時30分から午後5時00分までとする。

(貸出料)

第6条 無煙炭化器の貸出料は、無料とする。ただし、無煙炭化器の運搬及び稼働に要す

る一切の経費は、第4条の規定により貸出決定を受けた者（以下「借受者」という。）が負担するものとする。

（管理及び使用条件）

第7条 借受者は、善良な管理者の注意をもって無煙炭化器を管理しなければならないが、かつ、貸出しの決定を受けた目的及び内容以外では使用してはならない。

2 借受者は、当該無煙炭化器の使用に際し、予期せぬ火災発生の防止に細心の注意を払うとともに、伊達地方消防組合火災予防条例(昭和46年伊達地方消防組合条例第21号)第50条第1項第1号の規定に基づき、予め「火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書」を消防署に届け出なければならない。

（転貸）

第8条 借受者は、無煙炭化器を第三者に転貸してはならない。ただし、第2条第3号又は第4号に規定する団体等が、団体等の組合員、構成員等に貸与し、バイオ炭生成の拡大を図る場合は、この限りではない。

（使用報告）

第9条 借受者は、無煙炭化器を返却するときは、無煙炭化器使用報告書（第3号様式）を町長に提出しなければならない。

（無煙炭化器の損害賠償等）

第10条 借受者は、故意又は過失により無煙炭化器を破損、紛失等（以下「破損等」という。）したときは、町長の認定する損害額を賠償し、又は原状に回復しなければならない。

2 借受者は、無煙炭化器を破損等した場合は、その内容等を速やかに無煙炭化器事故報告書（第4号様式）により町長に報告しなければならない。

（第三者への損害賠償等）

第11条 借受者による無煙炭化器の使用及び保管に起因し、第三者への損害が発生した場合は、当該借受者がその損害額を負担するものとし、町はその損害額を負担しない。

2 借受者による無煙炭化器の使用及び保管に起因し、借受者自身への損害及び借受者が所有、使用又は管理する財物への損害が発生した場合は、当該借受者がその損害額を負担するものとし、町はその損害額を負担しない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和は、令和6年2月29日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

無煙炭化器貸出申込書

令和 年 月 日

桑折町長 様

住 所
申請者 （団体名）
代表者氏名
電 話 番 号

無煙炭化器を借り受けたいので、桑折町無煙炭化器等の貸し出しに関する要綱第3条の規定により、下記のとおり申し込みます。

なお、借り受けにあたり桑折町無煙炭化器等の貸し出しに関する要綱を遵守することを誓約します。

記

1 申請者の区分（該当するものに☑してください）

- 町内に住所又は農地を有する果樹等生産者
- 町内に本店を有する農業法人
- 町内に本店又は支店を有する農業協同組合
- 上記3つに掲げる者のうち、3者以上により構成される団体であって、地域の果樹産業の維持及び発展に向けた活動を行う農業者団体
- 町内会や町民等により構成された環境保全活動等に取り組む非営利団体
- その他町長が認める者・団体

2 借り受けを希望する無煙炭化器の種類（該当するものに☑してください）

- M150（直径150cm）及び専用火消し蓋 1台
- M100（直径100cm）及び専用火消し蓋 1台

3 貸出期間（最長7日間。ただし、団体等の構成員等に貸与する場合は要相談）

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで（ 日間）

4 使用の目的（該当するものに☑してください）

- 果樹剪定枝等のバイオ炭生成
- 伐採木・枝・竹等からのバイオ炭生成
- その他（ ）

5 使用の主な場所（大字・字名を記載してください）

（ ）

無煙炭化器貸出決定通知書

令和 年 月 日

住 所
借受者（団体名）
代表者氏名

桑 折 町 長

令和 年 月 日付けで申込のあった無煙炭化器の貸出について、桑折町無煙炭化器等の貸し出しに関する要綱第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり貸出を決定します。

記

1 貸出機器

2 貸出期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

3 貸出場所・返却場所 桑折町役場

4 使用条件

- ①使用の際は、使用方法を十分に理解するとともに、無煙炭化器を使用する場所、炭の置き場を予め確保すること。
- ②使用の都度、消防署へ「火災と紛らわしい煙又は火炎を発生するおそれのある行為の届出書」を届け出ること。
- ③炭作りの目的以外に使用しないこと。（ゴミ等を燃やした場合、法律で禁止されている廃棄物の「野焼き」になり、罰金や懲役が科せられます。）
- ④作業中は必ず1名以上は現場に立ち会い、消火の準備をしたうえで使用し、火災には十分に注意すること。
- ⑤多少の煙がでるため、住宅地等から十分離れた場所で、風量・風向きに注意して作業を行うこと。
- ⑥使用後は、期日までに返却するとともに、併せて使用報告書（第3号様式）を提出すること。
- ⑦破損・紛失した場合は、速やかに事故等報告書（第4号様式）を提出すること。

無煙炭化器使用報告書

令和 年 月 日

桑折町長 様

住 所
借受者（団体名）
代表者氏名
電 話 番 号

令和 年 月 日付けで貸出決定を受けた無煙炭化器を返却しますので、桑折町無煙炭化器等の貸し出しに関する要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 主な使用実績

①使用した無煙炭化器の種類（該当するものに☑してください。）

M150（直径150cm） M100（直径100cm）

②使用した日時・場所・使用内容

日 付	使用場所	使用内容

2 使用により感じた効果

3 使用により感じた課題

4 今後における無煙炭化器の導入予定（該当するものに☑してください。）

- 導入する予定である。 導入を検討してみたい。
 導入する予定はない。 導入するか未定である。

第4号様式（第10条関係）

無煙炭化器事故報告書

令和 年 月 日

桑折町長 様

住 所
借受者 （団体名）
代表者氏名
電 話 番 号

令和 年 月 日付けで貸出決定を受けた無煙炭化器の破損等について、桑折町無煙炭化器等の貸し出しに関する要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 破損等した年月日

2 破損等の内容及びその理由

3 破損等の状況（破損箇所等）

備考 破損等の状況が分かる写真等を添付すること。